

判決年月日	平成19年 5月 22日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成18年(行ケ)10342号		
○ 名称を「ゴルフクラブ用ヘッド」とする考案に係る実用新案につき，引用考案から当業者がきわめて容易に考案をすることができたものではないとした審決を取り消した事例			

(関連条文) 実用新案法 3 条 2 項

本件は，「ゴルフクラブ用ヘッド」に関する考案に係る実用新案について，Xが無効審判請求をしたところ，審判請求は成り立たないとの審決がされたため，同審決の取消を求めた事案である。

審決は，本件考案と引用考案（甲1考案及び甲2考案）との相違点（本件考案が『前記フェース部と前記ホーゼル部のシャフト嵌入部とは反対側の前記ホーゼル部のフェース部側との間に，使用するゴルフボールの外径曲率より大曲率の凹部を形成し，この凹部に，フェース部とホーゼル部との連結部の境界線を位置させてなる』のに対し，引用考案はゴルフボールの外径曲率より大曲率の凹部を形成した構成を有しない点）を認定した上，X提出に係る引用刊行物に相違点に係る構成が記載されているということとはできず，このような構成をその形状として有するゴルフクラブヘッドが周知であったともいえないとして，相違点に係る構成とすることについて，引用考案に基づいて当業者がきわめて容易に考案することができたものでもないと判断した。

これに対し，本判決は，審決が，引用刊行物に本件考案の相違点に係る構成が記載されているということとはできないとした点について，その判断に誤りはないとしたが，相違点についての判断としては，「本件実用新案登録出願当時，『ゴルフクラブ（アイアン）において，フェース部とホーゼル部との間の凹部の曲率を，使用するゴルフボールの外径曲率よりも大曲率とすること』は，一般に見られる周知技術であったものと認めるのが相当である」と認定した上，「そうすると，甲1考案におけるフェース部とホーゼル部との間の凹部の曲率について，上記『当該凹部の曲率を使用するゴルフボールの外径曲率よりも大曲率とすること』周知技術を採用することにより，相違点に係る本件考案の構成とすることは，当業者がきわめて容易になし得ることというべきである」とした。

Yは，証拠を提出して，フェース部とホーゼル部のシャフト嵌入部とは反対側のホーゼル部のフェース部側との間に関する構成には，各種の形状のものが知られていると主張したが，本判決は，「確かに，被告主張のとおり，ゴルフクラブ（アイアン）のフェース部

とホーゼル部の間に関する構成には、各種の形状のものが知られているということができ、
るが、「一般に、ある技術が周知技術といえるために、これと相容れない技術が存在しないことを要するものではなく、・・・多数の周知事例に基づいて認定することができる
周知技術の周知性が否定されるものではない」として、被告の主張をしりぞけた。